

## 記載内容の訂正とお詫び〈正誤表〉

平成 26 年 9 月 29 日に発行いたしました『建設業における外国人技能実習制度と不法就労防止 第 2 版』において、記載内容に誤りがございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

### P.10 下から 4 行目

【誤】

(ただし、「留学」は資格外活動許可を得た場合、一定のアルバイトができます)

【正】

(ただし、「留学」と「家族滞在」は資格外活動許可を得た場合、一定のアルバイトができます)

### P.11

次ページの表に差し替え

### P.13 最終行

【誤】

在留期間は原則最長 1 年で、延長はありません。

【正】

削除

### P.69 下から 3 行目

【誤】

※特に、「留学」「家族滞在」「研修」「文化活動」「短期滞在」の在留資格を持って在留している場合、資格外活動許可を受けていない限り就労できないので注意のこと

【正】

※特に、「留学」「家族滞在」「文化活動」の在留資格を持って在留している場合、資格外活動許可を受けていない限り就労できないので注意のこと

## ● 主な在留資格の概要

	入国を認められる外国人		就労に関する制限	在留期間
技術	理工系（土木工学、建築学等）の分野に属する技術または知識を必要とする業務に従事しようとする者。大学等でこれに関連する学科を専攻したか、または10年以上の実務経験が必要（土木、建築設計、コンピューター技師等）		指定された在留の範囲での就労は可	5年、3年、1年、3月
人文知識、国際業務	法律学、経済学、語学等人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動および外国の文化に基盤を有する思考または感受性を必要とする業務に従事する者（通訳、翻訳、国際金融、デザイナー等）			5年、3年、1年、3月
企業内転勤	日本に本店、支店等のある企業の事務所から日本の事務所に一定の期間転勤して、技術または人文知識、国際業務の在留資格に対応する業務に従事する者（技能者は該当しない）			5年、3年、1年、3月
技能	外国人独特の技能または外国特有の業務に従事する者。10年以上の実務経験が必要（建設業…外国特有の建築、土木に係る技能、ただし10年以上の実務経験者の指揮監督をうけて従事する者の場合5年以上の実務経験を有する者である事）			5年、3年、1年、3月
留学	日本の大学、専修学校の専門課程等で教育を受ける者。資格外活動の許可を受けてアルバイトすることができる。風俗営業関係は禁止されている		就労不可	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月、3月
研修	日本の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（「技能実習1号」および「留学」の項に掲げる活動を除く）			1年、6月
特定活動	外交官等の家事使用人、難民認定申請中の者、卒業後就職活動を行う留学生、ワーキング・ホリデー、アマチュアスポーツ選手、EPA協定に基づく看護師、介護福祉士候補生など		許可の内容により就労可	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月
技能実習	技能実習1号	「講習による知識修得活動」および「雇用契約に基づく技能等修得活動」	就労可	1号、2号合わせて最長3年
	技能実習2号	技能実習1号の活動に従事し、技能等を修得した者が当該技能等に習熟するため、雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事する活動		
永住者	法務大臣が永住を認めた者			無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者、特別養子（民法817-2）または日本人の子として出生した者		制限なし	5年、3年、1年、6月
永住者の配偶者等	永住者の配偶者、永住者の子として日本で出生し、引き続き在留している者			
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居を認める者			